

事 務 連 絡
令和3年1月26日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について（再依頼）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知について」（令和2年10月9日付健発1009第1号厚生労働省健康局長通知）（別紙1）及び「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者等への周知に関する具体的な対応等について」（令和2年10月9日付健健発1009第1号厚生労働省健康局健康課長通知）（別紙2）により、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の対象者及びその保護者へ個別送付による情報提供を実施するよう通知しているところです。

このほか、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」第1の2の(1)においても、「その周知方法においては、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。」とされています。

各都道府県におかれては、改めて管内市町村に対して上記通知の趣旨について周知をお願いいたします。

なお、今後、個別送付による情報提供の実施状況に係る調査を実施予定であることを申し添えます。